

# あじす

1999  
9/20

お 知 ら せ 版

山口きらら博まで  
あと663日



JAPAN EXPO YAMAGUCHI 2001  
山口きらら博  
21世紀未来博覧会



若い頃の磯崎さんは世界中を渡り歩いた自由人！今年の一月に退職され、現在は、好きな音楽を聴いたり、陶芸をしたりと自由な時間で、子どもたちのペットになっています。

カメは案外人見知りをするそうですが、現在数匹のカメは、小郡町で教員をされている娘さんの学校で、子どもたちのペットになっています。

普段はじっとしているカメさんは、二十年前。道路を横断中のカメが車にはねられそうになつていたのをひろって帰つたのがはじまり。その後近所の子どもがカメを持ち寄つたり、庭で卵が孵つたりして増えました。

磯崎さんは、十七匹のカメが磯崎さんのお世話を受けながらいきいきと生活をしています。日本列島をデザインした池に四季折々の植物がはえ、その中がカメたちの安住の地なのです。

**もしもしカメよー、力さんよー！**

# 災害

などにあつたときそのとき税金は！

保存版



地震、火災、風水害、竜巻などの災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告の時に、次の二つの方法から有利な方を選ぶことが出来ます。（写真は先月本町で発生した竜巻の被害）

方法  
その1

「所得税法」に定める  
雑損控除の方法

方法  
その2

「災害減免法」に定める  
税金の軽減免除による方法

	所得税法(雑損控除)	災害減免法								
損失の発生原因	災害、盗難、横領による損失が対象。	災害による損失に限られます。								
対象となる資産の範囲等	生活に通常必要な資産に限られます。 (たな卸財産や事業用の固定資産、山林、生活に) 通常必要でない資産は除かれます。	住宅または家財。ただし、損害額が住宅または家財の価額の1/2以上であることが必要。								
控除額の計算 または 所得税の軽減額	控除額は次のいずれか多い方の金額です。 <ul style="list-style-type: none"><li>● 差引損失額—所得金額の10分の1</li><li>● 差引損失額のうち災害関連支出の金額—5万円 ・差引損失額=損害金額—保険金などによって補てんされる金額 ・災害関連支出=災害により滅失した住宅、家財を除去するための費用など</li></ul>	<table border="1"><tr><td>その年の所得金額</td><td>所得税の軽減額</td></tr><tr><td>500万円以下</td><td>全額免除</td></tr><tr><td>500万円超 750万円以下</td><td>1/2軽減</td></tr><tr><td>750万円超 1000万円以下</td><td>1/4軽減</td></tr></table>	その年の所得金額	所得税の軽減額	500万円以下	全額免除	500万円超 750万円以下	1/2軽減	750万円超 1000万円以下	1/4軽減
その年の所得金額	所得税の軽減額									
500万円以下	全額免除									
500万円超 750万円以下	1/2軽減									
750万円超 1000万円以下	1/4軽減									
参考事項	<ul style="list-style-type: none"><li>● 災害等に関連してやむを得ない支出をした金額についての領収書を確定申告書に添付するか、確定申告書を提出する際に提示することが必要です。</li><li>● 損失額が大きくて、その年の所得金額から控除しきれない金額は、翌年以後3年間に繰り越して各年の所得金額から控除できます。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 原則として損害を受けた年分の所得金額が1000万円以下の人には限りません。</li><li>● 「損失額の明細書」を確定申告書に添付することが必要です。</li></ul>								

(注)生活に通常必要でない資産とは、1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、書画、骨とうなどをいい、これらの資産についての災害による損失は雑損控除の対象とはなりませんが、その年か翌年に譲渡所得があれば、その所得から控除できます。

災害に関連して支出した金額の領収書、保険金によって補てんされる金額の証明書は、確定申告の際に必要となりますので、大切に保管しておいてください。

問い合わせ 町税務課賦課徴収係 Tel 65-4111 内 121 有 2153

## 介護保険

# 四月からサービス開始 希望者は要介護認定の申請を



介護保険相談コーナーでの  
相談風景

平成十二年四月から介護保険制度が始まります。介護保険からサービス（例：デイサービス、ホームヘルプサービス、訪問看護など）を受けようとする人は、事前に要介護認定を受ける必要があります。この要介護認定を受けるには、事前に要介護認定の申請が必要です。

要介護認定の申請は、各地区で申請日を設けていますので、次の要介護認定申請地区日程表にもどづいて申請されますようご協力をお願いします。（土・日・祝祭日は休みです）申請は、町役場に直接するか、指定居宅介護支援事業者や介護保険施設に申請の代行を依頼することができます。  
なお、申請書は町役場住民課福祉介護係の窓口・民生委員宅・指定居宅介護支援事業者・介護保険施設にあります。

### ◀◀◀◀◀要介護認定申請地区日程表▶▶▶▶▶

日 程	地 区 名
10月	1日～5日 岩倉
	14日～18日 飛石・沖の原・砂郷3・砂郷4
	22日～26日 砂郷1・砂郷2・中村・西条・寺河内・浜・二の宮
11月	2日～5日 縄田・東条（東・築地・恵比須）
	15日～17日 前山・小山・鴨生原（北祝・南祝・西祝）
	24日～26日 小古郷
12月	22日～27日 町外の施設に入所している人
平成12年 1月	4日～6日 旦・岡・赤迫・浜表
	14日～18日 玉川（井関・野口・杖川）
	24日～26日 引野・河内・源河・向井関・仙在・青畠・焼野
2月	2日～4日 病院（療養型病床群など）に入院している人
	14日～16日 予備日

### 問い合わせ

町住民課福祉介護係  
Tel 65-4111 内164

ポリオ予防接種  
対象者は忘れずに

ち帰りください。放置自転車は十月十一日から二十日の間に撤去作業（廃棄処分）を行います。

町では生後三ヵ月から七歳六ヵ月未満児を対象に、ポリオ生ワクチン投与を行います。

●期日 十月十四日(木)

●受付時間 午後一時三十分から二時まで

●場所 町公民館

●持参するもの 母子健康手帳・問診票

●料金 無料

※なお、接種後は会場で三十分間健康状態を観察します。

●問い合わせ 町環境保健課  
保健衛生係 (Tel) 65-4111  
(内) 151 (有) 2122

### 放置自転車を撤去

阿知須町防犯指導委員会と阿知須交番は、阿知須駅、岩倉駅、サンパーク周辺に放置されている自転車を撤去します。放置自転車と思われる自転車には十月上旬にはり札をしますので、自転車を置いて使われる人は、はり札を除いて自宅へお持

10月1日  
山口県最低賃金の改正  
1日 5,014円  
1時間 627円

問い合わせ 山口労働基準局  
(Tel) 0839-22-1144



◀写真は前回実施のはり札

●問い合わせ 阿知須交番  
(Tel) 65-2041

## 結核緊急事態宣言

九月二十四日から  
三十日までは結核予防週間

結核は過去の病気ではありません。最近の発病者は一日に百二十人。死亡者は三時間に一人といわれています。

結核の症状は風邪によく似ています。次のような症状が二週間以上続いた場合は早めに受診しましょう！

◆せき◆たん・血たん◆胸痛

もよしもの

9月

- 24〔金〕…レクダンス講習会(公 後1時半～、井関公民館 後3時～)  
25〔土〕…子ども放送局(公 前11時～)  
27〔月〕…ねんりん大運動会(体セン 前8時半～)、健 康体力づくり教室(体セン 後7時～)  
28〔火〕…あじすカレッジ〔健康楽部〕(公 後7時半～)  
29〔水〕…いきいきひろば(公 前10時～)、わくわく スポーツ塾〔バスケ〕(阿小 後4時～)、外 国語講座〔韓国〕(公 7時～)

10月

- 1〔金〕…ひよこの会(散歩 公民館前前10時集合〔雨天中止〕)、健 康体力づくり教室(体セン 後7時～)  
3〔日〕…町民ハイキング(町内 前9時半～)  
5〔火〕…同和教育推進委員会(公 後2時半～)  
6〔水〕…育児相談(役 前10時～)、わくわくスポー ツ塾〔バスケ〕(阿小 後4時～)、外 国語講 座〔韓国〕(公 7時～)  
7〔木〕…健 康体力づくり教室(体セン 後7時～)、巡 回図書  
8〔金〕…就学時健康診断(阿小 後0時50分～)  
9〔土〕…子ども放送局(公 前11時～)  
9月30日(木)に予定していましたねんりん大運動会は 9月27(月)に変更になりましたので、お間違えのないよう よろしくお願ひします。

◆発熱◆やせる◆だるい  
◆問い合わせ◆町環境保健課  
保健衛生係 (Tel) 654-1111  
(内) 151 (直) 2122

十月は  
「里親を求める運動」月間

十月は「里親を求める運動」月間として、新しい里親を開拓するために全国的な運動が展開されます。  
また、県では盆・正月時期や週末に、施設に入所している

児童を一時的または継続的に自分の家庭に預かって養育することを希望し、県に登録されている人をいいます。  
詳しく述べては町住民課福祉介護係までお尋ねください。

●問い合わせ  
介護係 (Tel) 654-1111 (内) 164 (直) 2132

家庭生活を体験させる「すこやかホーム事業」も実施しています。

## 訂正とお詫び

町広報9月号に掲載しました「よろこびかなしみ」で出生の氏名「白川祐介」さん・親の名「康一」さんは「白川祐介」さん・親の名「泰一」さんの誤りでした。また、4ページ「伊東マサ」さんは「伊藤マサ」さんで、9ページの故武永正信さんの年齢は65歳の誤りでした。訂正しお詫びします。

可燃ごみ(町内全域)

月・水・金

1 4 6 8 12 (火) 13 15  
18 20 22 25 27 29

不燃ごみ(町内全域)

灰・ビン・ガラス類  
(第1・3木曜日)

空缶・鉄類  
(第2・4木曜日)

7 21

14 28

## ごみの収集日

10

### ごみを出す時間

前日午後5時～当日午前7時30分

### 町指定ごみ袋の販売先

町役場環境保健課・フィッカルあじす 各地区環境衛生組合長宅・婦人会支部長(一部)宅等

### 清掃センターへのごみの直接持ち込み

毎週月曜日～土曜日(祝祭日は出せません)  
午前7時30分～正午／午後1時～2時